

河合町まちづくり自治基本条例推進委員会 議事録（要旨）

委員会 の 名 称	第2回 河合町まちづくり自治基本条例推進委員会
開 催 日 時	令和7年2月13日（木）14：00～16：00
開 催 場 所	河合町役場3階 第6会議室
出席委員の氏名 及 び 人 数	中川幾郎委員、清水裕子委員、常盤繁範委員、梅野美智代委員、山本孝典委員、 岡宏委員、岡田昌浩委員、尾上光子委員、西野あすか委員、高桑次郎委員、安 田彩子委員、計11名
欠 席 委 員 の 氏 名 及 び 人 数	井上紗世子委員、岡本幹男委員、山川裕子委員、松浦加奈子委員：計4名
出席職員等の 職・氏名又は人数	＜事務局＞ 総務部長 上村卓也、政策調整課長 岡田健太郎、同課長補佐 林嘉明 ＜運営支援＞ 特定非営利活動法人NPO政策研究所：直田春夫、田中逸郎
公開・非公開の別 傍 聴	・公開 ・傍聴者：1人
議題、協議事項	1. 開会 2. 事務局からの報告 3. 第3回町民ワークショップについて 4. 「（仮称）河合町協働のまちづくり推進計画」（案）について 5. その他 6. 閉会
会議の記録（要旨）	
議 事 ／ 発 言 者 等	発 言 内 容 等
1. 開会 （委員長）	○ 事務局から報告：11人出席、設置条例に基づき、本日の審議会が成立して いることを報告 ○ 委員長あいさつ：近隣自治体の動向等 ○ 令和6年度第2回推進委員会会議を開会します。 ○ 事務局から報告および今後のスケジュールについて説明をお願いします
2. 事務局	○ 担当職員の交代報告 ○ 推進委員会委員の任期を再確認 ○ 今後のスケジュール：「資料1」説明 *質問なし
3. 第3回 町民ワークショップについて	
委員長	○ 事務局より説明をお願いします。
事務局	○ 資料2「ワークショップ開催結果概要」、資料3「ワークショップでの意見 等」、資料4「ワークショップ・アンケート調査結果」により説明

委員長	○ ただ今の説明に関して、何かご質問等がありますか。
委員	○ 資料4ですが、居住区域を「旧村」と「ニュータウン」と区分表示することについて、今後ともそれでいいのか検討してください（意見）。
事務局	○ 今後の区分表示については検討させていただきます。
4. 「(仮称) 河合町協働のまちづくり推進計画」(案) について	
委員長	○ 事務局から説明をお願いします。
事務局	○ 資料に基づき推進計画（案）の説明
委員長	○ 事務局の説明に関し、まず、ご質問はありますか。その後、ご意見等をお聞きします。
委員	○ 第1章ですが、アイキャッチを入れるなど見やすくなった。何故今までできなかったのか。
事務局	○ 担当が変わったことに加え、策定中の総合計画との整合を図りながら、事務局で工夫したものです。
委員	○ 第2章ですが、5ページの「たとえば…」のところ、消防の事例が書かれているが、現実の消防体制に基づき記載されているのか。
事務局	○ 地域の消防団と広域消防体制とが連携・協働できれば安全が守られるという例示として挙げたものです。もっとこうすればいいというご意見がありましたら、修正してまいります。
委員	○ 8ページの「協働の領域」の表ですが、今後どのように活用していくのか。
事務局	○ たとえば、職員研修や住民説明の機会に、また広報紙などで発信して活用してまいります。
委員	○ 16ページに「持続可能なまちづくり」というめざすべき方向性にふれているが、この第3章は「協働の背景」をまとめているところ。第4章とダブっているのではないか。第4章に一本化してはどうか。
委員	○ 13ページですが、グラフの出典のところ、総合計画となっているが、総合計画（案）とすべきでは。
事務局	○ 14ページの出典も合わせ修正します。

委員	○ 14ページ・10行目、「高齢化率は38.8%に達し…」とあるが、その後の推移を見ると40%へと進んでいる。こうした現状の動きを記述にも反映すべきではないか。
事務局	○ 表につきましては、総合計画（案）に合わせておりまして、その根拠は国勢調査結果に基づいております。文章中の表現につきましては、住民基本台帳データなどの最新情報をもとに工夫してまいります。
委員	○ 15ページですが、表（データ）を最新のものにできないか。
事務局	○ 現在は推進計画（案）の段階ですので、今後最新のデータが示された段階で入れ替えてまいります。
委員	○ 23ページですが「協働に関する総合窓口を設定する」「協働担当職員を各部署に置く」とあるが、具体的にどのように進めていくのか。
事務局	○ 24ページにも「協働担当職員を各部署に置く（再掲）」と記載しておりまして、現在のところでは、これを進めてまいりたいと考えております。
委員	○ 8ページの図ですが、指定管理者制度など区分けがよくわからないところがある。
委員長	○（図の見方について解説）。指定管理者制度は行政責任で行うものなので、配置の修正・工夫をしてください。
副委員長	○ 第4章の「町民」「行政」「協働」の記号表記はわかりやすくいいのですが、本文中の具体的施策のところでは順番がバラバラ。統一すべき。
事務局	○ 修正いたします。
委員	○ 25ページの「まちづくり協議会の形成をめざして」ですが、協議会だけでは解決できない公共的問題、たとえば駅にエレベーターを設置するなどに関しても、協議会が活動して要望する権能を持つことはできるのか。委員長にお尋ねします。
委員長	○ まちづくり協議会は、住民自治の結束による任意の組織ですが、条例で規定する「準・公共的団体」であり、行政の支援もあります。それは同時に、公金による支援を受ける以上、活動に関しては情報公開と説明責任が生じるということです。このことをふまえたうえで、駅にエレベーターの設置をという要望活動をすることは可能です。当然のことながらまちづくり協

	議会に設置の是非の決定権はなく、あくまで住民自治の範囲内での要望にとどまりますが、団体自治への強い意志表明は可能だということです。
副委員長	○ 参考までに、他自治体の事例を紹介します。ひとつは県道の歩行者空間整備の事例でして、それまでの地域要望では実現できなかったのが、まちづくり協議会から改めて要望することで実現できた事例があります。もうひとつは、小学校周辺での速度規制要望で、各自治区から要望してきたがうまくいかなかったが、まちづくり協議会から要望して実現できたという事例もあります。
委員	○ 25ページの「施策項目」の中に、こういったまちづくり協議会からの要望を行政は受け止めるなどの表記はできないか。
事務局	○ この審議会に入れるべきだということなら、検討してまいります。
委員長	○ これにつきましては、「施策項目」の中にある「まちづくり協議会が行う地域の課題解決などの公益活動への支援を行う」に含まれていると理解しています。 ○ 私からお尋ねします。この推進計画では総合計画との整合性を図るとありますが、総合計画を策定検討している総合計画審議会側ではどうなのか。条例や推進計画案がきちんと反映されているのでしょうか。 また、総合計画に行政がやることばかりが書かれていて、住民自治の役割や協働について書かれていないということにならないようにすべきです。最近の先進事例では、行政の課題と役割、住民の課題と役割、そして協働で取り組む課題や内容が整理分類されて記載されるようになっていきます。そういう申し入れを総合計画審議会にされているのでしょうか。
事務局	○ 総合計画審議会での議論においても、また、タウンミーティングにおいても、まちづく自治基本条例の内容をお伝えして進めております。総合計画の中身についても、協働の重要性を入れて検討いただいております、PDCAサイクルで進行管理を行うこととしております。
委員長	○ 総合計画とこの推進計画とが枝分かれしてバラバラにならないようにくれぐれも留意してください。
事務局	○ 総合計画の策定にあたりましては、まちづくり自治基本条例の理念に基づいて進めており、リンクしております。
委員	○ 推進計画案で「大字・自治会の支援」が書かれており、大事なことなので力を入れてほしい。各種団体の意見を聴く仕組みも大切にしてください。

委員	○ 3章に「目指すべき町の将来像」があるのが気にかかる。4章に入れるべきだと思うが、全体としてはわかりやすくなった。
委員	○ 4ページの「また、参加は…」とあるが、本文では「参加と参画の違い」を記述すればいいのでは。9ページの事例で「○内の数字は8頁の協働の領域を表しています」とあるが、わかりにくい。26ページの本文は改行した方がいいのでは。全体としてはわかりやすくなった。
委員	○ 計画案よくなったが、実際にはなかなか協働ができていない。職員の理解と意識が進んでいない、言葉だけで終わらないよう取り組んでほしい。
委員	○ 1ページの目次修正を。第2章の目次と本文の順番が違う。ワークショップで活発な意見が出ていたが、どう反映されたのか。具体的意見を計画に入れるのはむづかしいかもしれないが、残念な気がする。
委員	○ よくできている。たとえば、8ページの図、14ページの「3人に1人が高齢者」というのもわかりやすい。24ページの「協働担当職員を各部署に置く」というのはありがたい。河合町ミュージカルフェスティバルでは生涯学習課と協働ができた。各部署で協働ができることを期待している。
委員	○ まちづくり協議会が早く形成されることを望んでいる。参画と協働を進めるために、行政の支援を期待している。
委員	○ 13ページの上下の表、色の統一と図の精査を。総数が合わないところもある。また、調整区域の緩和や転用をするなどの工夫により、人口維持も可能となるのでは。
委員	○ 5ページの消防事例の表記、自治体消防がシステムをつくり、地域の消防団が連携協働している実情に合わせて表記いただきたい。18ページの「町民・行政、協働」のマーク・アイキャッチを、議会資料や広報紙等にも取り入れるなど活用してほしい。25ページのまちづくり協議会は「準・公共団体」であることを表記いただきたい。全体として、こうした計画は近隣自治体の動向を見て定めるものではなく、独自に推進していくことが大事なので、そこを強調する表記に改善いただきたい。
委員長	○ 全員からご意見・ご提案・ご感想をいただきました。事務局で、この場でお応えできることがあれば、あとでお願いします。私からは、参画・協働を周知啓発・徹底していくために、各部署の各事業の広報に際しては「これは条例○条に基づく」「計画○章に基づく」等のクレジットを必ず入れるようにすることをお願いします。これをする、職員の自覚も高まるし、町民の気づきにもつながります。たとえば、生涯学習や文化関係の事業で

事務局 副委員長 委員長	は各種の広報・ちらしなどが配布されます。そこに「この事業は条例20条あるいは21条に基づき実施するものです」と入れる。条例の啓発のために出前講座に行くとかタウンミーティングをすることも大事ですが、ちらしなどにクレジットを入れることで広く浸透していきます。このほか、議会説明の資料などにも入れることで、条例が役場内部にも浸透していきます。まちづくり自治基本条例は最高規範とうたった以上、それを順守するという内部規律の確立にもつながります。 ○ 8ページの図の修正、また計画案の誤字・脱字については点検して直すようにいたします。13ページの人口推移の総計が合わないというご指摘がありました。これは統計上「年齢不詳」があるためです。注釈等を入れるようにいたします。職員の協働の理解促進につきましては、23ページに記載しており、これに基づき取り組んでまいります。ワークショップでの意見反映ですが、一定反映しておりますが、さらに反映できないか検討します。以上が、現時点でお応えできる事柄です。 ○ ワークショップの件ですが、出たご意見がその場限りで取り扱われたという懸念があるのかもしれませんが、協働の事務局ですから、出たご意見は丁寧に受け止めて応答するようにお願いします。 ○ 総合計画案を拝見しました。まちづくり自治基本条例が反映されるように工夫してください。 ○ 今日出たご意見を可能な限り反映して加筆修正を行いたいと思います。これにつきましては、私と事務局にお任せいただけるのでしょうか。責任をもって修正し、パブリックコメントにかけていきます。そこでまたご意見が出るでしょうから、それも取り入れて成案化作業を行います。それをまた、この委員会にお諮りして完成させましょう。 ○ 総合計画について、清水副委員長からもご意見・ご指摘がありましたが、まちづくり自治基本条例が上位規範であること、そのもとで策定する計画であることを周知徹底いただきたい。今策定中の推進計画は、あらゆる計画策定のエンジンにあたるものだということをご理解ください。
5. その他、6. 閉会	
事務局	○ 4月にパブリックコメントを予定しておりまして、広報紙やホームページで周知してまいります。その結果をもとに、さらに修正をかけて、次回の委員会を5～6月頃に開催して成案化してまいりたいと考えております。そして、7月頃には推進計画の答申を行う予定としておりますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

委員長	○ 何かご質問がありますか。
委員	○ 総合計画との関係性について、総合計画審議会にまちづくり自治基本条例のレクチャーをすべきと申し上げてきたが・・・
委員長	○ 旧・自治法において、総合計画・基本構想を議会に諮るとされていましたが、新法においてその義務付けがなくなり、総合計画をつくらない自治体も出てきた。それでは、まちづくりの方向性や将来ビジョンについて政策論議ができないということで、法的義務付けはなくなったが、ほとんどの自治体で基本構想・基本計画で構成する総合計画をつくっている。河合町もそうするということですが、法的位置づけがなくなった現在、その根拠は河合町まちづくり自治基本条例第 26 条です。条例で総合計画をつくるということを決めたわけです。
事務局	○ これまで総合計画審議会にこの条例についての情報提供を行ってまいりました。そして、条例とのリンクを図りながら検討を進め、3 月議会に諮る予定としております。
委員長	○ 他にご質問やご意見もないようですので、これで第 2 回委員会を閉会いたします。ご苦勞様でした。引き続き、よろしくお願いします。